

## 鳥取県観光パンフレット及びガイドマップ広告掲載要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県広告事業実施要綱（平成19年2月16日付第200600171610号鳥取県総務部長通知。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、鳥取県（以下「県」という。）が発行する観光パンフレット及びガイドマップ（以下「パンフレット等」という。）への広告の掲載を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

### (広告)

第2条 パンフレット等に掲載する広告は、パンフレット等が広告媒体として有する目的（鳥取県への観光客誘致、県特産品の販売促進等）及びパンフレット等のイメージに合致するものとする。

### (広告の掲載場所等)

第3条 広告を掲載するパンフレット等の発行部数及び配布予定期間、位置並びに枠数は、県が別に定めるものとする。

### (広告の内容)

第4条 広告の内容は、行政広報の公共性及び品位を損なうおそれのないもので県民に不利益を与えないものとし、要綱第4条の規定によるものとする。

2 要綱別表第2の1（14）の実施部局長等が認めるものとは、次に掲げるものをいう。

（1）県の情報と誤解する恐れのあるもの

3 前項に該当するもののほか、観光交流局長が適当でないと認める広告は掲載しない。

### (広告の規格等)

第5条 広告について、次の各号に掲げる事項は県が別に定めるものとする。

（1）広告の規格

（2）広告の禁止表現

### (広告の募集)

第6条 広告の募集は、原則として県ホームページに掲載して行うものとし、募集の内容は、県が別に定めるものとする。

2 前項の規定による募集は、原則として1年ごとに行うものとする。ただし、広告の枠に空きが生じたときその他観光交流局長が必要と認めたときは適宜募集できるものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、様式第1号により、広告の掲載を申し込むものとする。

2 県は、前項による申込みがあった場合で必要と認めるときは、広告掲載希望者に対し、広告掲載に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

3 広告掲載希望者は、前条第2項の規定により県が広告の募集を行っている期間中のみ広告掲載の申込みができるものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 県は、前条の規定により申込みがあった場合は、第4条及び第5条の規定に基づき審査するものとする。

2 県は、前項の審査により要件を満たしていると認められる広告掲載希望者の中から、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の規定に基づいて作成された予定価格を上回る見積価格を提示したもののうち、最も高額な見積価格を提示した者に広告を掲載させるものとする。

3 県は、前項の規定により見積価格が最も高額である者が複数あるときは、それらの者の中から抽選により決定する。なお、広告の位置の選定についても希望が重複する場合は抽選により決定する。

4 県は、前3項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、様式第2号又は様式第3号により広告掲載希望者に通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告原稿を第4条及び第5条の規定に基づき作成し、県が指定した日までに、県が指定する場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。

3 県は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が、第4条及び第5条の規定に違反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第10条 広告主は、広告掲載料を、県が指定した日までに、県が発行する納入通知書により一括して前納するものとする。

(広告掲載の取消し)

第 11 条 県は、次のいずれかに該当する場合には、直ちに広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 第 9 条第 1 項の規定により定めた日までに広告原稿が提出されないとき。
- (2) 前条の規定により定めた日までに広告掲載料が納付されないとき。
- (3) 掲載しようとする広告の内容が第 4 条又は第 5 条の規定に反すると県が判断したとき。

2 県は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消した場合には、広告主に対し取消理由を付した書面により通知するものとする。

3 県は、第 1 項の規定により広告掲載の決定を取り消した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。

(広告掲載の取下げ)

第 12 条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により、広告の掲載を取り下げるときは、書面により県に申し出なければならない。

3 県は、前項の規定により広告掲載の取下げを受理した場合、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。

4 広告主は、広告掲載の取下げにより県に損害が生じた場合は、当該損害を賠償しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第 13 条 県は、広告主の責に帰さない理由により、予定掲載部数の全部又は一部に当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった部数に応じて、広告掲載料に基づき、割戻し計算により算出した金額を広告主に返還する。この場合において、返還する広告掲載料には、利子を付さない。

2 前項の規定にかかわらず、県は、天災、事変その他の非常事態の発生により当該広告を掲載しなかったときは、広告掲載料を返還しないものとする。

(広告の変更)

第 14 条 広告主は、やむを得ない事情により広告の内容を変更したい場合は、県と協議を行うものとする。

2 第 9 条の規定は、前項の規定により広告を変更しようとする場合について準用する。

(広告主の責任)

第 15 条 広告主は、広告内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任

を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- 3 広告内容等が虚偽であることが判明した場合等で広告の表示を中止するときは、これに伴う経費及び県に生じた損害は広告主が負担し、及び賠償する。

(協議)

第 16 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第 17 条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、鳥取地方裁判所に提訴するものとする。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この要領改正は、平成 22 年 1 月 28 日から施行する。
- 3 この要領改正は、平成 23 年 2 月 14 日から施行する。
- 4 この要領改正は、平成 24 年 1 月 24 日から施行する。
- 5 この要領改正は、平成 25 年 3 月 12 日から施行する。
- 6 この要領改正は、平成 26 年 3 月 20 日から施行する。
- 7 この要領改正は、平成 27 年 3 月 17 日から施行する。
- 8 この要領改正は、平成 28 年 3 月 23 日から施行する。
- 9 この要領改正は、令和 3 年 1 月 26 日から施行する。
- 10 この要領改正は、令和 3 年 1 月 17 日から施行する。